

データ引用原則の共同宣言 - 最終版

本原則の引用を行う際は、以下の表記を使用すること: Data Citation Synthesis Group: Joint Declaration of Data Citation Principles. Martone M. (ed.) San Diego CA: FORCE11; 2014 <https://doi.org/10.25490/a97f-egykh>

[賛同者一覧](#)

序文

公正で再現可能な研究の基盤は、頑健でアクセス可能なデータである。この理論を実践するためには、研究現場においても、研究記録を永く保存するという観点からも、データが大変重要であると認識する必要がある。つまり、データは正当かつ引用可能な研究成果であると認められるべきである。データを引用することは、エビデンスや出典を引用することと同様の、優れた研究慣行であり、データ再利用を支援する学術のエコシステムの一部である。

この主張を支持し、健全な研究慣行として奨励するために、学術文献に含まれるデータ、独立したデータセットに含まれるデータ、又はその他の研究成果物に含まれるデータに関する基本原則をここに示す。

本原則は、多数のグループによる検討結果をまとめたものである。データ引用のさらなる発展のために、各位の参加と賛同をお願いする次第である。

原則

本データ引用原則は、データ引用の目的・効用・特性について記すものである。この原則が念頭に置くのは、人間が理解でき、かつ機械が使用できる引用方法を提示することである。

データ引用原則は、データの管理運用（データ stewardship）についての包括的な推奨事項ではない。（データ引用については）各学術コミュニティによっても実践方法は異なり、また今後も技術は進化するので、本原則において特定の実践方法を推奨するものではない。しかし各学術コミュニティにおいては、本原則を具現化する方法とツールの開発が行われたい。

本原則は、既存の基準に従うのではなく、理解促進を目指して整理した。

1. 重要性

データを正当かつ引用可能な研究成果と認識すべきである。データ引用は、学術活動の記録として、論文等の研究成果の引用と同様に重視されるべきである。

2. クレジットと帰属

データ引用により、引用されたデータ作成に貢献した全ての人々の学術的功績を認め、標準的かつ法的な帰属を与えるべきである。その際、ある特定の慣習・方法を全データに適用できないことに留意する。

3. エビデンス

学術文献においては、ある主張がデータに依拠するときは、いついかなる場合もそのデータを引用すべきである。

4. 識別

データを引用する際は、機械が使用でき、グローバルに一意で、かつ学術コミュニティで広く用いられている永続的な識別方法を記述すべきである。

5. アクセス

人間・機械双方が、引用されたデータを活用するために、データを引用することによりデータ自体、並びにメタデータ、文書、プログラムコード、及びその他資料にアクセスできるようにすべきである。

6. 永続性

(識別子・メタデータが指し示す) データ自身の保存期間に関わらず、データの識別子、データを説明するメタデータを継続して保存すべきである。

7. 特定性と検証可能性

データ引用は、ある主張が依拠するデータの同定、アクセス、及び検証を促進すべきである。引用及び引用メタデータに、データの確実な由来情報を含めるべきである。これは、後に取得するある時点・バージョン、かつ（又は）データの粒度が、当初引用されたデータと同一であることの検証を容易にするためである。

8. 相互運用性と柔軟性

データ引用の方法には、各学術コミュニティにおける多様な慣行に対応するための柔軟性がなくてはならない。ただし、コミュニティ間でデータを相互に引用する際に不都合が生じるほど異なるべきではない。

本原則の引用を行う際は、以下の表記を使用すること: Data Citation Synthesis Group: Joint Declaration of Data Citation Principles. Martone M. (ed.) San Diego CA: FORCE11; 2014 <https://doi.org/10.25490/a97f-egykh>

詳細情報については、[用語集](#)、[事例](#)、[参考資料](#)を参照のこと。

参考資料

1. CODATA/ITSCI Task Force on Data Citation, 2013. “Out of cite, out of mind: The Current State of Practice, Policy and Technology for Data Citation”. Data Science Journal 12: 1-75., <<https://doi.org/10.2481/dsj.OSOM13-043>> sec 3.2.1; Uhler (ed.) 2012, Developing Data Attribution and Citation Practices and Standards. National Academies. <http://www.nap.edu/download.php?record_id=13564>, ch. 14.; Altman, Micah, and Gary King. 2007. "A proposed standard for the scholarly citation of quantitative data." D-lib Magazine 13.3/4. <<http://www.dlib.org/dlib/march07/altman/03altman.html>>
2. CODATA 2013, Sec 3.2; 7.2.3; Uhler (ed.), 2012. ,ch. 14
3. CODATA 2013, Sec 3.1; 7.2.3; Uhler (ed.) 2012, ch. 14
4. Altman-King 2007; CODATA 2013, Sec 3.2.3, Ch. 5; Ball, A., Duke, M. (2012). ‘Data Citation and Linking’. DCC Briefing Papers. Edinburgh: Digital Curation Centre. <<http://www.dcc.ac.uk/resources/briefing-papers/introduction-curation/data-citation-and-linking>>
5. CODATA 2013, Sec 3.2.4, 3.2.5, 3.2.8
6. Altman-King 2007; Ball & Duke 2012; CODATA 2013, Sec 3.2.2
7. Altman-King 2007; CODATA 2013, Sec 3.2.7, 3.2.8
8. CODATA 2013, Sec 3.2.10

About

学術情報流通の将来を見通し、研究データの流通や利活用も推進する国際組織 [FORCE11](#) (The Future of Research Communications and e-Scholarship) による「データ引用原則の共同宣言」の日本語訳を公開します。公開された研究データを再利用する際に、論文と同様に引用することによって、データへのアクセスを容易にし、利活用を促進し、公開者への評価を確立することが可能となります。この宣言は 2014 年に公開され、研究者をはじめとする個人 280 名、出版社、学協会、データセンターなど 120 機関が賛同しています (2019 年 11 月 8 日現在)。

データ引用は、研究にかかわるステークホルダーの取り組みによって実現が可能となります。たとえば、地球科学分野は 2019 年にデータ引用に関するガイドラインを公開しました ([Data Citation Guidelines for Earth Science Data](#))。分野や学協会、研究機関などでデータ引用のガイドラインを作る際にぜひご活用下さい。

翻訳：

研究データ利活用協議会：リサーチデータサイテーション小委員会

池内 有為 (文教大学), 野村 紀匡 (クラリベイト・アナリティクス)

Research Data Utilization Forum (RDUF): Research Data Citation Subcommittee

<https://japanlinkcenter.org/rduf/>

日本語訳の引用を行う際は、以下の表記を使用して下さい：

FORCE11: Data Citation Synthesis Group (2014). Joint Declaration of Data Citation

Principles. データ引用原則の共同宣言. (研究データ利活用協議会: リサーチデータサ

イテーション小委員会, Trans.). <https://doi.org/10.25490/a97f-egykh>

https://doi.org/10.11502/rduf_rdc_jddcp_ja